

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」外部委嘱員募集

在ドミニカ共和国日本国大使館（以下、大使館）では、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」（以下、草の根無償）に関する業務を行う外部委嘱員を1名募集します。

1. 業務概要

外部委嘱員とは、大使館との業務委嘱契約に基づき、担当館員の指示の下、草の根無償案件の受付・審査・進捗管理等の一連の作業を委嘱するもので、大使館職員として雇用されるものではありません。

具体的には、大使館の経済協力担当者の指示に従い、他の外部委嘱員1名と協力して、以下のような業務を行います。

- (1) 草の根・人間の安全保障無償資金協力の申請案件の受付
- (2) 案件形成にかかる調査、申請団体との要請内容の調整
- (3) 資金供与するプロジェクトの贈与契約署名式及び機材引渡式のアレンジ
- (4) 被供与団体からの報告書、会計監査等の取り付け及びチェック
- (5) 案件管理、実施状況モニタリング、評価、フォローアップ
- (6) 実施案件の当館HP等への掲載、地元メディアへの広報
- (7) その他、大使館が指示する草の根・人間の安全保障無償資金協力関連業務

なお、外部委嘱員は業務上知り得た情報を対外的に明らかにしてはならない守秘義務を有しています。

2. 業務対象国・勤務地

ドミニカ共和国

（事前調査や案件管理のため、案件サイトに出張して調査を実施することがあります。現地調査にかかる費用等は規定に基づき別途支給します。）

3. 委嘱契約期間

2024年1月中旬～2024年3月31日まで

（大使館と委嘱員双方の合意に基づき、最長通算36ヶ月を上限に委嘱契約の更新が可能です。）

4. 応募要件

- (1) 当国に在住し、日本語及びスペイン語が堪能（ネイティブレベル）で、両言語の会話及び書類作成が可能であること
- (2) 基本的なPCスキル（Word、Excel等）を有すること
- (3) 心身ともに健康であること
- (4) 国籍、年齢は問いません（就労可能な査証を有する必要があります）

5. 待遇

- (1) 謝金：当方の規定によります。
- (2) 勤務時間：本契約は業務委嘱契約であり、雇用契約ではありませんので、勤務時間・場所は問いませんが、業務上必要な場合に、当館の勤務日（月曜日から金曜日）、業務時間（8時45分から17時30分）に館内で業務を行うことが可能です。（電話、パソコン等貸与）

留意事項

- (1) 外部委嘱契約は、雇用契約ではなく、具体的な業務の委嘱契約です。したがって、通常の雇用契約に含まれる各種待遇は適用されません。海外傷害保険や査証取得については、必要に応じて自ら手配頂くことになります。
- (2) 渡航費及び住居費の支給はありません。
- (3) 外部委嘱員は在外公館員として雇用または派遣される者ではなく、日本政府や在外公館を代表するものではありません。したがって、旅券は一般旅券を所持します。また、外交団に認められる特権免除を享受しません。

6. 応募方法

2023年11月24日（必着）までに履歴書（形式自由、電話番号及びEメールアドレスを含む連絡先明記）を在ドミニカ共和国日本国大使館・経済協力班までメール（raquel.ortiz@sd.mofa.go.jp）にてご送付ください。応募メールの件名には「Convocatoria APC」とご記入をお願い致します。

7. 選考方法

- (1) 第一次選考
上記6の応募書類に基づく書類審査
注：合格者にのみ、第二次選考の詳細を通知します。
- (2) 第二次選考
面接試験（人物評価並びに日本語及びスペイン語の能力評価）